

三条市震災対応マニュアル  
(民生委員編)

令和8年4月  
三 条 市

## 目 次

第1	災害警戒（対策）支部 .....	1
1	災害警戒（対策）支部の設置基準 .....	2
2	災害警戒（対策）支部の設置場所 .....	2
3	災害警戒（対策）支部の所管地域等 .....	3
第2	民生委員の役割 .....	4
1	災害時要援護者に対する対応 .....	4
第3	避難所 .....	5
1	避難所の開設順位 .....	5
2	避難所の役割 .....	5
3	民生委員の避難先 .....	5
4	第2次避難所 .....	6
参 考		
1	災害時要援護者名簿登録者の範囲 .....	6
2	関係機関連絡先 .....	7

本マニュアルは、災害時における民生委員に協力いただきたい基本的活動項目を記載したものです。

他方、災害時にはどのような事態が発生するか想像できません。このマニュアルに記載している事項以外であっても、「自分の身は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」の認識の下、適時適切に行動していただければ幸いです。

また、民生委員の交代時におきましては、災害対応マニュアル、災害時要援護者名簿、戸別受信機等について、後任の方に適切に引き継いでいただきますようお願いいたします。

## 第1 災害警戒（対策）支部

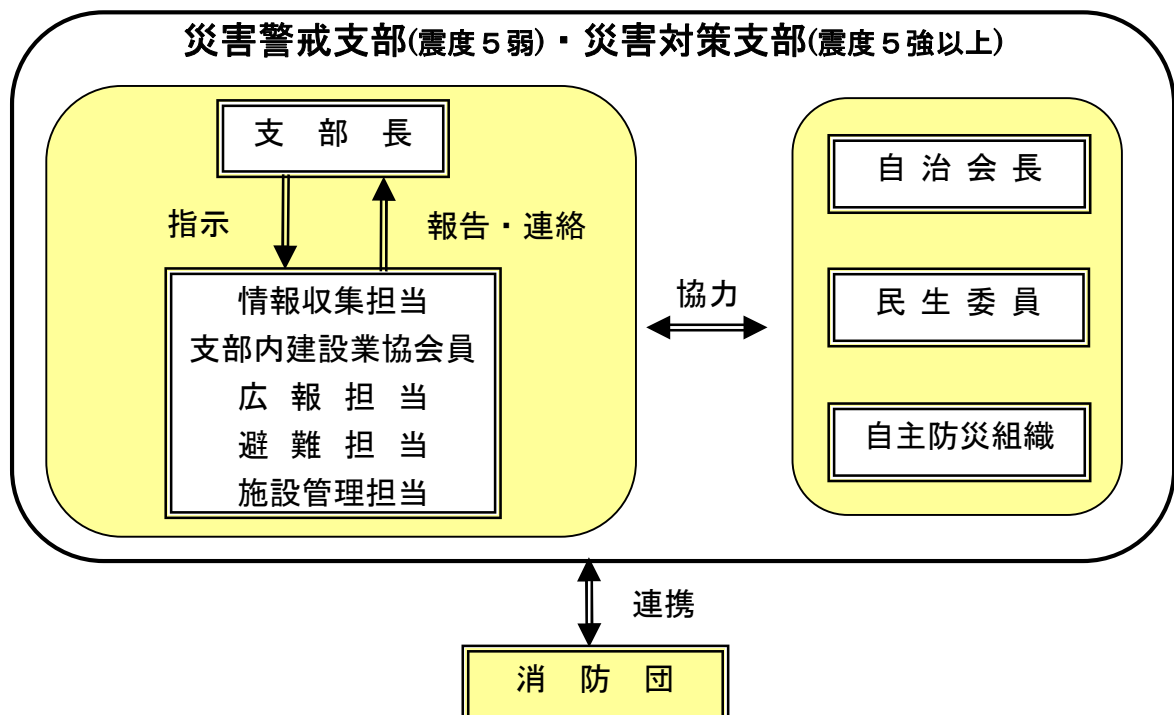
三条市の災害対策体制として、市内で震度5弱の地震が発生した場合は、市役所に第2次配備体制となる災害警戒本部を設置すると同時に、市内10地区に災害警戒支部を設置します。

また、市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、第3次配備体制となる災害対策本部を設置すると同時に市内10地区に災害対策支部を設置します。

この災害警戒（対策）支部は、市職員を配置し、各地区における被害状況等の情報収集、市から住民等への広報、災害時要援護者対策等を行う地域の拠点として、自治会長、民生委員を始めとする地域の協力を得ながら活動します。また、第1次避難所としての機能を併せ持ち、災害警戒（対策）支部開設と同時に避難所としての対応も可能となります。

民生委員には、震度5弱以上で災害警戒（対策）支部を設置した場合は、その構成員となっただき、活動拠点は自宅等とし、支部に詰める必要はありませんが、支部との連携をより密にし、行政と地域とのパイプ役として活動していただきます。

### ○支部の構成



## 1 災害警戒（対策）支部の設置基準

配備体制	基準震度	体制内容	備考
第1次配備	震度4	警戒体制	3観測地点のいずれかで基準震度に達した場合に設置
第2次配備	震度5弱	災害警戒本部	3観測地点のいずれかで基準震度に達した場合に設置
		災害警戒支部	
		第2次避難所	震度5弱を観測した地域内のみ設置
第3次配備	震度5強以上	災害対策本部	3観測地点のいずれかで基準震度に達した場合に設置
		災害対策支部	
		第2次避難所	震度5弱以上を観測した地域内のみ設置

※地震観測地点：三条市西裏館（三条地域）・三条市新堀（栄地域）・三条市荻堀（下田地域）

## 2 災害警戒（対策）支部の設置場所〔第1次避難所を兼ねる。〕

支部名	施設名	電話番号	備考
東支部	第二中学校※	33-1248 46-8616(内線6300)	
南支部	第一中学校・嵐南小学校※	33-1093 46-8616(内線5990)	
西支部	ものづくり拠点施設（旧南小）※	32-0908 46-8616(内線6610)	
中北支部	中央公民館 〔避難所：体育文化会館〕※	32-4811 46-8616(内線6460)	
井栗支部	第四中学校※	38-8105 46-8616(内線6320)	
本成寺支部	西鱒田小学校※	33-2050 46-8616(内線6080)	
大崎支部	大崎学園※	38-6340 46-8616(内線6100)	
大島支部	大島中学校※	33-2317 46-8616(内線6350)	
栄支部	栄庁舎 〔避難所：農村環境改善センター〕※	45-4111	
下田支部	下田庁舎 〔避難所：下田公民館〕※	46-2511 46-5906	

※ペット同行避難対応避難所

## 3 災害警戒（対策）支部の所管地域等

支部名	行政区名（自治会長設置単位）	避難情報の 発令単位
東支部	一ノ門1・2 林町1・2 仲之町 横町1・2 神明町(下町) 神明町(神明町) 旭町1・2 田島1 田島2 東三条1・2 興野1～3 北中 新光町 嘉坪川1・2	嵐北地区
南支部	北四日町 四日町 南四日町1・2 南四日町3・4 北新保1 北新保2 南新保 東新保 曲淵1 曲淵2	嵐南地区
西支部	島田1 島田2 島田3 大野畑 由利 西四日町1 西四日町2 西四日町3 西四日町4 西本成寺1・2 条南町 桜木町 直江町1～4 土場	嵐南地区
中北 支部	本町1(上町) 本町2(大町) 本町2(田町) 本町3(一ノ町) 本町4(二ノ町) 本町5(三ノ町) 本町5・6(四ノ町) 本町6(五ノ町) 本町6(六ノ町) 本町6(鍛冶町) 八幡町(八幡小路) 元町(古城町) 元町(日吉町) 元町(三ヶ町) 居島 東裏館1～3 西裏館1～3 荒町1・2 石上1～3 栗林	嵐北地区
井栗 支部	塚野目1～6 鶴田1 鶴田2・3 鶴田4 西潟 井栗1～3 北野 白山 須戸 柳場 柳川 三貫地 三柳 牛ヶ島 上保内 みずほ 下保内	井栗地区
本成寺 支部	東本成寺 西中 五明 下新田 東鱈田 東鱈田2 西鱈田 金子 袋 南入蔵 入蔵新田 長嶺 吉田 如法寺 月岡1 月岡3・4 月岡2 諏訪3 諏訪1 諏訪2 片口 新保 枝郷 緑ヶ丘 曲淵3	本成寺地区
大崎 支部	西大崎1 西大崎2 西大崎3 東大崎1・2 麻布 松ノ木町 上野原 柳沢 籠場 中新 下坂井 北入蔵1・2 北入蔵3 三竹1 三竹2・3	大崎地区
大島 支部	上須頃 須頃1 下須頃 須頃2・3 大島 井戸場 代官島 荻島	大島地区
栄支部	鬼木新田 鬼木 尾崎 今井 今井野新田 泉新田 岡野新田 貝喰新田	栄北地区
	小古瀬 中島 千把野新田 善久寺 芹山 渡前 中曾根新田 福島新田甲 浦新田 福島新田丙 新堀 美里 東光寺 若宮新田 一ツ屋敷新田 猪子場新田	栄中央地区
	小滝 高安寺 大面 北潟 矢田 吉野屋 蔵内 茅原 戸口 安代 前谷内 帯織 山王 岩淵 栄荻島	大面地区
下田 支部	檜山 花淵 上組 中組 下組 中野原 荻堀上 荻堀下 原上 原下 桑切 笹巻 福沢 大沢 長沢 駒込上 駒込中 駒込下 広手 大平 高屋敷 滝谷 島潟 福岡 高岡 下大浦 馬場 上大浦	長沢地区
	遅場 葎谷 濁沢 早水 牛野尾 長野 名下 栗山 塩野淵 笠堀 大谷地 南五百川 北五百川 院内 森町 田屋 棚鱗 荒沢 小長沢 庭月 八木前	森町地区
	江口 島川原 南中 上飯田 中飯田 下飯田 鹿峠 小外谷 曲谷 牛ヶ首 落合 上谷地 蝶名林 中浦 新屋 鹿熊	鹿峠地区

## 第2 民生委員の役割

### 1 災害時要援護者に対する対応

災害時要援護者への対応として、三条市において、あらかじめ、本人の意思を確認し、災害時要援護者を把握し名簿を作成します。（名簿登録者の範囲についての考え方は、参考のとおりです。）その災害時要援護者を、自力で又は家族や介護保険サービス事業所の支援により避難できる方とできない方に分け、民生委員からは、その自力で避難できる方を対象にして、避難情報の伝達や安否確認を行ってまいります。

民生委員は、平常時においては、市の福祉班が災害時要援護者の名簿を作成する際に、ご協力をお願いします。

災害時要援護者の名簿の取扱については、個人情報保護に十分配慮するものとします。

#### (1) 活動する基準となる震度等

民生委員には、その地域の震度が5弱以上のときに、自宅等で災害対応活動を行っていただきます。

震度情報は、テレビやラジオで確認し、また同報系防災無線の戸別受信機と屋外受信子局で、3観測地点のうち1か所でも震度4以上のときに、3観測地点それぞれの震度を放送しますので、その地域の震度が5弱以上のときに、災害対応活動を行っていただくこととし、支部からの電話連絡は行いません。

#### (2) 地震発生後の災害時要援護者の安否確認について

① 震度5弱以上の地震が発生したときは、まずは自ら及び家族等の安全を図ってください。その後、余震が落ち着いてから、担当する災害時要援護者に対して電話し、又は自宅に行き、安否確認をしていただきます。ただし、地震発生が夜間で、被害が大きかったり、停電等により活動する上で危険が伴うようなときは、翌朝になってから安否確認をしてください。

② 安否確認は、自宅への電話又は訪問により行うこととし、既に避難所等に自主避難されて連絡が取れないときはそこまでとし、避難所等を回ることまではしません。安否確認が終了したら、災害時要援護者一人一人について、その状況を支部に報告します。

- ・安否の確認が取れた者、取れなかった者
- ・もし避難先等が分かったらその旨

#### (3) 避難指示発令時の情報伝達について

避難指示、緊急安全確保に伴う情報伝達や避難誘導は、土砂災害や火災発生等の危険な場所での活動となりますし、発令対象範囲もある程度限定できるので、基本的には、同報系防災無線による放送や消防職団員等が行うこととします。発

令対象範囲が広域で、行政のみでは対応できないようなときに、その都度、支部から連絡し、民生委員や自治会からできる範囲で協力をしてもらいます。

なお、地震の際は、自主避難以外で、市長が避難指示等を発令する場合は緊急に避難する必要があることから、水害時と異なり、「高齢者等避難」の発令は想定できません。

#### 【避難指示、緊急安全確保の発令基準】

- ・火災が随所に発生し、炎上拡大の危険があり、人的被害が予測される場合
- ・火災拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きい場所
- ・避難経路を断たれる危険のある場合
- ・爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある場合
- ・酸素欠乏又は有毒ガス、危険物等が多量に流出し、広域にわたり人的被害が予測される場合
- ・地盤沈下、余震による建物の倒壊等により人的被害が予測される場合
- ・地すべり、がけ崩れ等により著しく危険が切迫している場合
- ・水道、ガス、電気等のライフライン施設の被害が著しく、被災地域での避難生活が困難な場合

### 第3 避難所

#### 1 避難所の開設順位

避難所は、①第1次避難所、②第2次避難所、③その他避難所に分類します。

第1次避難所は、震度5弱以上で支部設置と同時にすべてを開設します。

第2次避難所は、震度5弱以上の地域にのみ設置します。

その他避難所は、対象地域内の第1次・第2次避難所の避難者数や災害の規模等を考慮し、必要と判断したところから開設していきます。したがって、開設前にこの避難所に避難されても、職員数にも限りがあり、直ぐに職員を配置し、対応することが難しい状況にありますので、できるだけ第1次・第2次避難所に避難するよう住民の理解と協力も必要となります。開設する避難所は、同報系防災無線等を通じて周知します。

#### 2 避難所の役割

避難所は、避難者の避難先としての本来の役割のほかに、避難者はもちろん、避難所に避難されなかった被災者に対しても、食料、日常生活品等の物資などを配布する拠点となります。

また、災害関連情報も、燕三条FM等で広報しますが、避難所でも平成16年に発生した7・13水害では「災害復興ニュース」として紙面による情報提供を行ったように、情報発信の拠点にもなりますので、住民の方々からも、それらの物資や情報を避難所に取りに来てもらうことが基本になります。

#### 3 民生委員の避難先

民生委員は、支部に参集せず、活動の拠点は自宅等となりますが、もしも避難するような状況になったら、極力、第1次・第2次避難所へ避難してください。また、避難先を支部へ連絡してください。

## 4 第2次避難所

地区名	施設名			
東地区	子育て拠点施設(あそぼって)	三条商業高校		
南地区	勤労青少年ホーム	三条高校		
西地区	旧第一中学校武道場及び体育館			
中北地区	上林小学校	裏館小学校		
井栗地区	旭小学校	井栗小学校	塚野目保育所	保内小学校
本成寺地区	総合福祉センター	月岡小学校		
大崎地区	三条東高校	大崎会館		
大島地区	須頃小学校	大島小学校		
栄地区	栄北小学校	大面小学校		
下田地区	大浦小学校	長沢小学校	笹岡小学校	旧荒沢小学校
	森町小学校	飯田小学校		

※避難対象地域を限定するものではないので、最寄りの避難所に避難してください。

## 〔参考〕

## 1 災害時要援護者名簿登録者の範囲

避難要支援者	情報伝達要支援者
<p>◎次のいずれにも該当し、生活の基盤が自宅にある市民</p> <p>①要介護者、身体障がい者又は知的障がい者である者</p> <p>②全ての世帯員が要介護者、身体障がい者、知的障がい者又は65歳以上の者である世帯に属する者</p> <p>◎上記以外で市長が支援の必要を認めた者</p>	<p>◎次のいずれかに該当し、生活の基盤が自宅にある市民（全ての世帯員が避難要支援者に該当しない世帯に属する者に限る。）</p> <p>①要介護者、身体障がい者又は知的障がい者である者</p> <p>②全ての世帯員が精神障がい者である世帯に属する者</p> <p>◎上記以外で市長が支援の必要を認めた者</p>
<p>&lt;用語の定義&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者：要介護認定3～5を受けている者</li> <li>・身体障がい者：身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く。）</li> <li>・知的障がい者：療育手帳Aを所持する者</li> <li>・精神障がい者：精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者</li> </ul>	

※災害時要援護者に定義された者以外の障がい者・要介護者、乳幼児とその保護者、妊婦等の避難に時間を要する要配慮者については、高齢者等避難の発令を防災行政無線等により周知することによって、早期の自主的な避難を促す。

## 2 関係機関連絡先

機 関 名	電 話 番 号
三条市役所三条庁舎	3 4 - 5 5 1 1
三条市役所栄庁舎	4 5 - 4 1 1 1
三条市役所下田庁舎	4 6 - 2 5 1 1
三条市消防署	3 4 - 1 1 1 1
三条警察署	3 3 - 0 1 1 0
東北電力ネットワーク(株)	0 1 2 0 - 1 7 5 - 3 6 6
N T T 東日本(株)新潟支店	電話の故障時「1 1 3」 電話の移転等「1 1 6」
北陸ガス(株)長岡支社三条事務所	3 2 - 2 2 1 1
栄ガス消費生活協同組合	4 5 - 2 0 4 9
三条市上下水道課	4 6 - 5 9 0 0